

### 建築改修工事特記仕様書

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）」（以下「改修仕様」という）による。
- 特記仕様書の適用方法
  - 項目は、番号に ○ 印の付いたものを適用する。
  - 特記事項のうち、複数の項目がある場合は、 ⊙ 印の付いたものを適用する。
    - 印のつかない場合は、※ 印の付いたものを適用する。
    - ⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
  - 項目に記載の ( ) 内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目を示す。  
《 》は公共建築工事標準仕様書（平成31年版）の当該項目を示す。

章	項目	特記事項
改修一般共通事項	① 適用基準等	※ 公共建築工事標準仕様書（平成31年版） ※ 建築工事標準詳細図（平成28年度版） （以下、標準詳細図という） ・ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	② 着工時の提出図書	工事請負契約書に定められたもののほか、次のものを監督職員の指示に従い着工時に提出すること。 ※ 工事前製本図面（工事用A2版） ( ) 部 （縮小版A3版） ( ) 部
	③ 施工計画書 (1.2.2)	小規模工事、工種について、監督職員の承諾を受けた場合は施工計画書の提出を省略できる。
	4 総合図	施工図作成に先立ち、建築及び設備工事の納まりについて統合した図面（総合図）を作成し、監督職員に提出して承諾を受ける。
	5 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する
	⑥ 施工条件 (1.3.5)	施工時間帯 ○ 指定なし（契約後、監督職員及び施設管理者と協議の上、決定する。） ・ 指定有り（ 時 ～ 時 ） 部位別の施工順序 ○ 指定なし（契約後、監督職員及び施設管理者と協議の上、決定する。） ・ 指定有り（ ～ ） 工事用車両の駐車場 ○ 指定なし（契約後、監督職員及び施設管理者と協議の上、決定する。） ・ 指定有り（ ～ ） 資機材置場 ○ 指定なし（契約後、監督職員及び施設管理者と協議の上、決定する。） ・ 指定有り（ ～ ）
	⑦ 工事安全計画書 (1.3.7)	「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を参考に、工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。
	⑧ 安全衛生管理体制 (1.3.7)	労働安全衛生法第30条第2項に基づき、同条第1項に規定する措置を講ずべき者として指名する。
	⑨ 発生材の処理等 (1.3.8)	発生材の処理にあたっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」、「建設廃棄物処理指針」、「入札条件及び指示事項」その他関係法令等に従い適切な処理を行う。 ・ 発注者に引渡しを要するもの ( ) ・ 現場において再利用を図るもの ( ) ・ 再生資源化を図るもの ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・ 特定建設資材廃棄物以外の発生材で再資源化を図るもの ・ ・ ・ 管理型産業廃棄物 ・ 廃せこうボード ・ 木毛セメント板 ・ 特別管理型産業廃棄物 ・ PCB（施設管理者へ引き渡し） ・ 廃石綿
	⑩ 環境負荷 (1.4.1～6)	山口県グリーン購入の推進方針及びグリーン購入ガイド(平成19年度)に基づき材料の調達を行う。 （以下、「グリーン購入による」という）
⑪ 建築材料等 (1.4.1～6)	材料の選定は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」（以下「評価名簿」という）によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、「同等承諾願」を監督職員に提出し、承諾を受ける。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上材料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2) 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3) 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。	
⑫ 環境への配慮 (1.4.1～6)		

⑬ 特別な材料の工法 (1.4.1～6)	改修仕様に記載されない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法により監督職員の承諾を受ける。
14 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲 ※ 外壁（庇共） ・ 図示 調査方法 ※ テストハンマーによる打診及び目視 調査要領 ※ 「改修特記仕様書7-6」及び「改修特記仕様書7-7」による 報告書 ※ 外壁調査は、上記の調査要領により外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ等の位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行い、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に2部提出する。 補修方法 ※ 図示
15 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	
⑭ 技能士 (1.6.2)	技能士の適用は下記による。 工事別 適用職種 仮設工事 ・ とび 内装改修工事 ・ 建築大工 ・ 建築板金 ・ 左官 防水改修工事 ・ 防水施工の各工事作業 ・ 塗装 ・ タイ張り ・ アスファルト防水 ・ 内装仕上げ施工の各工事作業 ・ 改質アスファルト防水 ・ 鋼製下地 ・ ボード仕上げ ・ ウレタン系塗膜防水 ・ 合成ゴム系シート防水 ・ カーペット系床 ・ プラスチック系床 ・ 塩化ビニル系シート防水 ・ 塗装改修工事 ・ 塗装 ・ シリカ防水 耐震改修工事 ・ 鉄筋施工 ・ 型枠施工 ・ とび 外壁改修工事 ・ 樹脂接着剤注入施工 ・ コンクリート圧送施工 ・ 鉄工 ・ 左官 ・ タイ張り 屋根工事 ・ 建築板金（内外装板金作業） ・ サツ施工 ・ ガラス施工 ・ スレート施工 ・ かわらぶき
17 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に測定結果を提出する。（提出部数 部） 測定対象室及び測定箇所数 ・ (箇所) ・ (箇所) ・ (箇所) ・ (箇所) 測定方法及び測定対象化学物質 ※ 着工前濃度測定及び予備濃度測定 簡易測定法 ( ・ 検知紙法 ※ 検知管法 ・ 定電位電解法 ・ 吸光度法 ) 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ 引き渡し前濃度測定 学校施設の場合 ※ 厚生労働省の標準測定法 学校施設以外の場合 ※ バッシブ型採取機器 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 用途が学校の場合は、パラジクロロベンゼンを加えた6物質を測定 ・ その他 ( ) 測定方法等については、監督職員の指示を受けること。
⑮ 工事写真	下記のことを監督職員に提出する。 分類 ・ 規格 撮影場所 部数 備考 ※ カラー ※ サービス版(L版) 適宜 1部 ※ 監督職員との協議により、営繕工事電子納品要領(案)に基づく工事写真の電子納品を実施するか決定する。 工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(改訂第3版)-建築編」及び「営繕工事写真撮影要領(平成24年度版)」に基づき明確に撮影し、整理及び提出方法は監督職員の指示による。 下記のことを監督職員に提出する 分類 ・ 規格等 撮影箇所 部数 ※ カラー ※ サービス版(L版) ※ 工事用アルバム(A4版) 箇所 3部 ・ キャビネ版(2L版) ・
⑯ 完成写真	アルバムの表紙及び背表紙に工事名・工期・施工業者名を記入し、電子データ(CD-R)と共に提出のこと。また、アルバムに写真の撮影箇所を記入すること。(電子データの写真のファイル名も同様)なお、電子データ(200万画素以上)は、RPG(カラー)、JPEG形式の最高画質とすること。 下記に記載されていない事項は、監督職員の指示による。 完成図 作成方法 ※ 市指定の用紙 ⊗ CADデータ 種類及び記入内容 ※ 表1.8.11による。なお、仕上げ表には仕上げの色番号、仕上げの材料名、メーカー名等を記入する。 ※ 施工体系図を添付すること。 製本図面 黒表紙付きA4版(年度、工事名、工期、施工業者名を記入)に下記図面を製本したもの。 ※ 完成図 ・ 設計図 提出部数 ( ) 部 工事用製本図面 A2版(年度、工事名、工期、施工業者名を記入)に下記図面を製本したもの。 ※ 完成図 提出部数 ( ) 部 マイクロフィルム 設計図面(原図)のマイクロフィルムを作成し、工事名称、図面名称をタイプした アパチュアガード83(97)×187(30)、フィルム35(97)×45(30)を1部提出のこと。 保全に関する資料 ( 提出部数 ※ 1部 ・ 部 ○ 不要 )
⑰ 完成時の提出図書 (1.7.1～3)	提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
⑱ 施工図及び施工計画書 (1.7.2)	

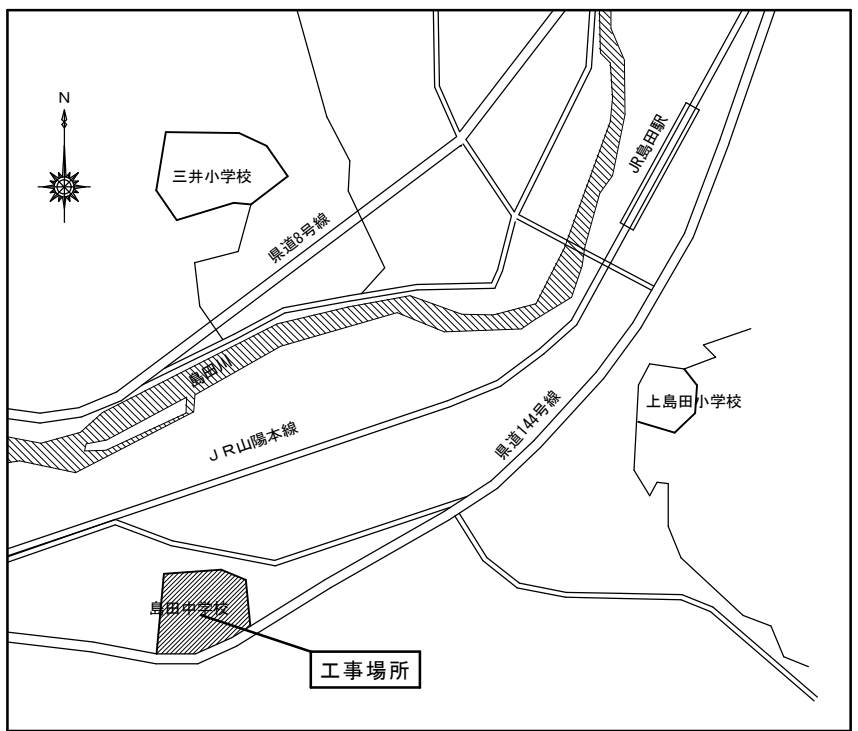
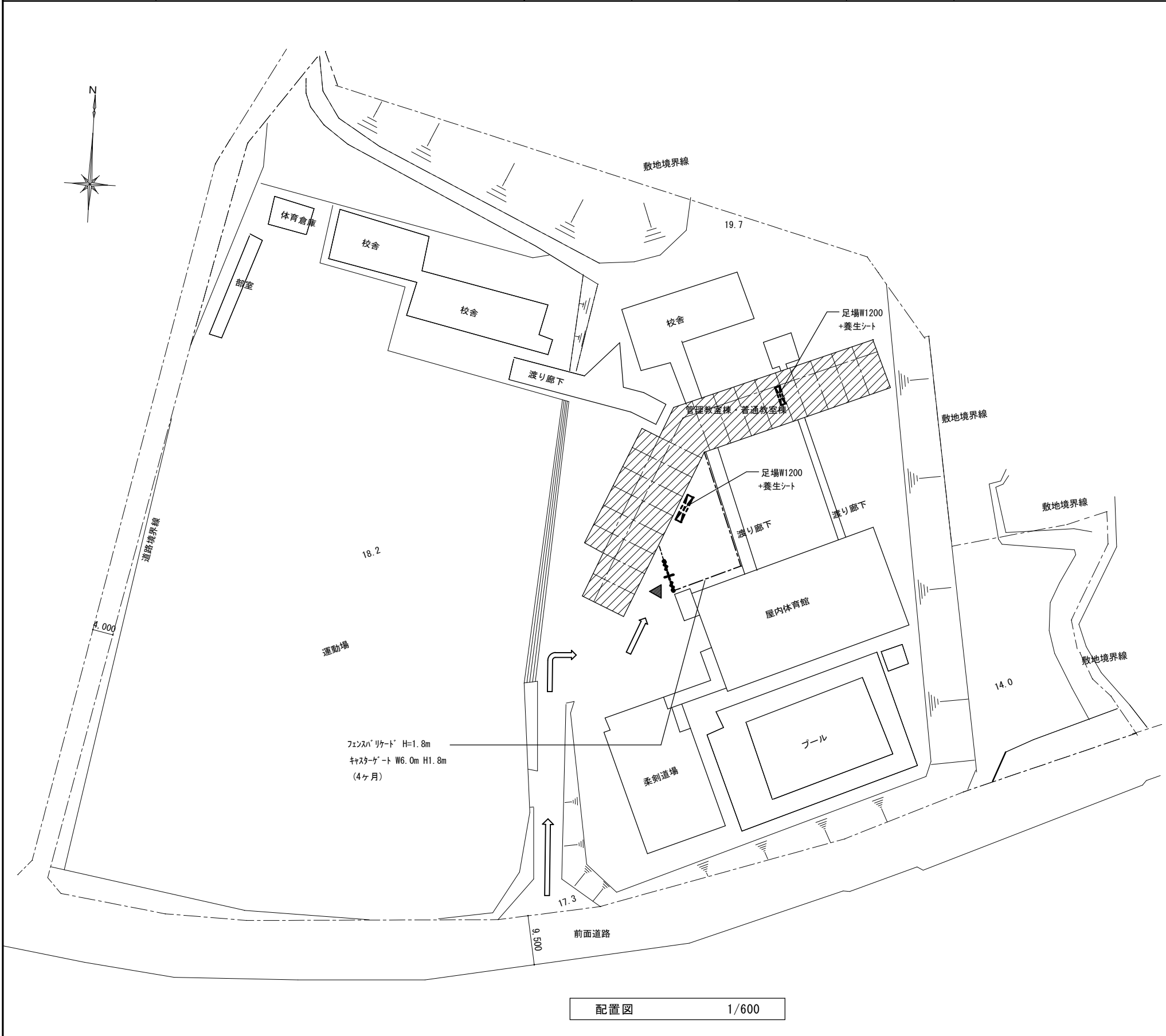
22 設備工事との取り合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 設備工事との取り合い 建築 電気 機械 鉄筋コンクリート壁、床及び梁等における設備（埋込盤、プルボックス、ダクト、配管等）の仮枠、箱入れ及び貫通スリーブ 開口部補強 ※ ・ ・ 電気のスリーブ等 ・ ※ ・ 機械のスリーブ等 ・ ・ ※ 埋め込み型設備機器取付箇所の床、壁、天井ボード類の切込及び下地補強 切込み及び補強 ※ ・ ・ 電気墨出し ・ ※ ・ 機械墨出し ・ ・ ※ 電気室、自家発電機室などの基礎及びビット（ふた舎） 基礎及びビット ※ ・ ・ 電気墨出し ・ ※ ・ 天井点検口 ※ ・ ・ 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地 ・ ※ ・ 機器類の吊りボルト用インサート 電気設備 ・ ※ ・ 機械設備 ・ ・ ※ 機器類の取付け用アンカーボルト 電気設備 ・ ※ ・ 機械設備 ・ ・ ※ コンクリート基礎（外灯設備） ・ ※ ・ コンクリート基礎（機械設備機器類） 屋上設置 ※ ・ ・ 屋内設置 ・ ・ ・ 屋外設置 ・ ・ ・ オイルサービスタンク防油堤 ※ ・ ・ 自動閉閉装置を付ける防火戸の切込み、補強及びドアフェック、フロアピン ※ ・ ・ Oフロア・フリアクセスフロアの切込み及び補強 ※ ・ ・ 外壁取付けガラリ ※ ・ ・ 換気扇枠、換気扇枠用アルミパネル開口（ストッパー取付を含む） ※ ・ ・ 建築工事を含む設備機器付属の制御盤及び操作盤の 1次側 ・ ※ ・ 2次側（盤含む） ※ ・ ・ 機械設備工事に含む設備機器付属の制御盤及び操作盤の 1次側 ・ ※ ・ 2次側（盤含む） ・ ・ ※ 機械設備制御盤から別途盤類への渡り配管・配線の接続 ・ ※ ・ エアコン、空調機集中管理リモコン等の遠方操作スイッチの配管 ・ ※ ・ エアコン、空調機集中管理リモコン等の遠方操作スイッチの配線 ・ ・ ※ エアコンの室内、室外ユニット間の渡り配線（アース共） ・ ・ ※ 換気機器用スイッチ本体（空調換気扇用、24時間換気用を除く） ・ ※ ・ 換気機器用スイッチの配管・配線及びスイッチ取付 ・ ※ ・ 機械設備工事に含む遮断弁装置の操作器及び感知器の配管・配線 ・ ※ ・ 機械設備工事に含む電極の配管・配線 ・ ※ ・ 擬音装置の埋込ボックス ・ ・ ※ 屋内、屋外雨水管 ※ ・ ・	
23 撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	
24 耐荷重及び耐外力	建築基準法に基づき定められた風速 (Vo) 及び建築基準法に基づき定められた地表面粗度区分 風速 (m/s) ※ 34 ・ ・ 地表面粗度区分 ( ・ I ・ II ・ III ・ IV ) 垂直積雪量 m	
25 工事の一時中止に係る計画の作成	1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	
仮設工事	① 足場その他 (2.2.1)	内部足場の種別 ※ 脚立、足場板等 ・ 外部足場の種別 ※ A種 ・ B種 ・ C種 表2.2.1 ・ D種 ・ E種 外部足場の防護シート等による養生 ※ 行う ・ 行わない 材料、撤去材等の運搬方法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 表2.2.2
	② 既存部分の養生 (2.3.1)	養生方法 ※ ビニルシート等による ・ ・ 固定された家具（備品、机、ロッカー等）の移動 ※ 行う（図示） ・ 既存部分における既存家具等の養生 ※ ビニルシート等による ・ ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生 養生方法 ※ 取外し再取付 ・ 保管場所 ※ 構内既存施設内 ・
	3 仮設間仕切り (2.3.2)	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示 表2.3.1 A種及びB種の表面材 ・ 石こうボード ・ 合板 A種及びB種の片面への塗装等 ・ 行う ※ 行わない A種のグラスウール等の充填材 ・ 行う（ JISA6301 グラスウール吸音材2号32K厚50mm ） ・ 行わない 仮設扉の設置 ・ 行う（ ・ 木製 ） ・ 行わない

年度	2	工事名	鳥田中学校屋上防水等改修工事	建築改修工事特記仕様書9-1	A — 01
光市建築住宅課	光市役所	級建築士登録 第 号	設計変更 回	—	—



7 8 9 10 11 12	7 8 9	施工後の防水性能の保証 シーリング改修工法の種類 シーリング用材料	保証期間は、工事引渡日の翌日から10年間とする。 シーリング充てん工法 シーリング再充てん工法 拡幅シーリング再充てん工法 ブリッジ工法	表3.1.2	10	塗り仕上げ用材料	薄付け仕上塗材 種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4	3	浮き部改修工法 (4.1.4) (4.4.4) (4.4.10~15)	モルタルを撤去して改修 充填工法(欠損部の面積が0.25㎡以下の場合) モルタル塗替え工法 塗り厚が25mmをこえる場合の措置は図示による モルタルを撤去しないで改修 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法							
	10 11	シーリングの試験 とい	接着性試験 ※ 簡易接着性試験(図3.7.11による) 引張接着性試験(JIS A 1439) 実績に基づく試験成績書 行わない	表3.8.1		厚付け仕上塗材 種類 仕上げの形状 工法 上塗材	表4.2.4	外壁改修工事(タイル張り仕上げ外壁)			7 1 4	1 2	ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.5.2) (4.5.5~7)	※ タイルを撤去して改修 樹脂注入工法(特記は「フ-2コンクリート打放し仕上げ外壁」による) Uカットシール材充填工法 撤去後の補修方法 タイル部分張替工法(面積0.25㎡以下) タイル張替工法 タイルを撤去しないで改修 樹脂注入工法(特記は「フ-2コンクリート打放し仕上げ外壁」による) タイル部分張替工法(欠損部の面積が0.25㎡以下の場合、下地モルタルがある場合) 下地モルタルの塗り厚が25mmをこえる場合の措置は図示による 接着材の種類 ※ ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂 タイル張替工法(下地モルタルを撤去する場合) 下地モルタルの塗り厚が25mmをこえる場合の措置は図示による				
	12	アルミニウム製笠木	鋼管製といの防露 押し形材 部材による種類 表面処理 コーナ部及び突当り部等の役物 笠木製造所の仕様による 曲げ材 材質 表面処理 笠木の固定金具の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画として提出する。	表3.9.1 表5.2.2 表5.2.2		スタック状 吹放し 凸部処理 ひき起し 凸部処理	吹付け 吹付け こて塗り 吹付け						行う 行わない 行う 行わない	表4.2.4~5	2	欠損部改修工法 (4.1.4) (4.5.3) (4.5.7~8)	表4.5.4	
	7 1 1	工法別使用材料 樹脂注入工法に使用するエポキシ樹脂 Uカットシール材 充填工法用材料	※ 建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024)による低粘度形又は中粘度形 軟質形エポキシ樹脂 製造所 ※ 評価名簿による	表3.9.1		種類 仕上げの形状 工法 上塗材(耐候性 耐候形3種)	表4.2.4~5						※ 水系 ※ アクリル系 ※ つやあり 水系 アクリル系 つやあり 溶剤系 シリ系 つやなし 弱溶剤系 アクリルシリコン系 シリ系 フッ素系	表15.5.1	3	3	浮き部改修工法 (4.1.4) (4.5.4) (4.5.7~15)	※ タイルを撤去して改修 タイル部分張替工法 下地モルタルの塗り厚が25mmをこえる場合の措置は図示による 接着材の種類 ※ ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂 タイル張替工法 下地モルタルの塗り厚が25mmをこえる場合の措置は図示による タイルを撤去しないで改修 アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法 注入口付アンカーピン本数 ※表4.4.4による
	2	シーリング用材料	※ シーリング用材料 ※ ポリウレタン系	表3.9.1		種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4~5						塗膜はく離剤 製造所( ) 防火材料の指定箇所( )	表15.5.1	4	4	目地改修工法 (4.1.4) (4.5.16)	目地ひび割れ改修工法 伸縮目地改修工法 位置及び寸法 図示
	3	シール工法用材料	可とう性エポキシ樹脂 製造所 ※ 評価名簿による ポリマーセメントモルタル 製造所 ※ 評価名簿による 可とう性エポキシ樹脂 製造所 ※ 評価名簿による パテ状エポキシ樹脂 製造所 ※ 評価名簿による	表3.9.1		種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4~5						種類 使用材料 備考	表15.5.1	7 1 5	7 1 5	既存塗膜等の除去及び下地処理 (4.6.3)	既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法 サンダー工法 高圧水洗工法 塗膜はく離剤工法 水洗い工法
	4	充填工法用材料	エポキシ樹脂モルタル 製造所 ※ 評価名簿による ポリマーセメントモルタル 製造所 ※ 評価名簿による	表3.9.1		種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4~5						種類 使用材料 備考	表15.5.1	7 1 5	7 1 5	サンダー工法の処理範囲 下地ひび割れ部等の補修 ※ 「フ-2外壁改修工事(コンクリート打放し仕上げ外壁)」及び「フ-3外壁改修工事(モルタル塗り仕上げ外壁)」による 高圧水洗工法の処理範囲 下地ひび割れ部等の補修 ※ 「フ-2外壁改修工事(コンクリート打放し仕上げ外壁)」及び「フ-3外壁改修工事(モルタル塗り仕上げ外壁)」による 塗膜はく離剤工法の処理範囲 下地ひび割れ部等の補修 ※ 「フ-2外壁改修工事(コンクリート打放し仕上げ外壁)」及び「フ-3外壁改修工事(モルタル塗り仕上げ外壁)」による 水洗い工法の処理範囲 ※ サンダー工法、高圧水洗工法及び塗膜はく離剤工法以外の既存仕上面全体 図示の範囲 下地ひび割れ部等の補修 ※ 「フ-2外壁改修工事(コンクリート打放し仕上げ外壁)」及び「フ-3外壁改修工事(モルタル塗り仕上げ外壁)」による	
	5	アンカーピンニング注入工法用材料	※ 注入用エポキシ樹脂 建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024)による低粘度形又は中粘度形 ※ アンカーピン固定用エポキシ樹脂 建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024)による高粘度形 ※ パテ状エポキシ樹脂 製造所 ※ 評価名簿による ※ ポリマーセメントスラリー 製造所 ※ 評価名簿による	表3.9.1		種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4~5						種類 使用材料 備考	表15.5.1	7 1 5	7 1 5	アルカリ性付与剤の塗布 ※ しない アルカリ性付与剤の塗布範囲 ※ 既存仕上面全体 図示の範囲 工法及び塗布量はメーカー仕様とする 下地調整材料 ※ 下地調整塗材 ポリマーセメントモルタル 防水形仕上げ塗材主材 マステック塗材塗り 種類 A種 B種	
	6	注入口付アンカーピンニング注入工法用材料	※ 注入用エポキシ樹脂 建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024)による中粘度形又は高粘度形 ※ ポリマーセメントスラリー 製造所 ※ 評価名簿による	表3.9.1		種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4~5						種類 使用材料 備考	表15.5.1	7 1 5	7 1 5	目地調整材料 ※ 下地調整塗材 ポリマーセメントモルタル 防水形仕上げ塗材主材 マステック塗材塗り 種類 A種 B種	
	7	モルタル塗替え工法用材料	吸水調整材 製造所 ※ 評価名簿による	表3.9.1		種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4~5						種類 使用材料 備考	表15.5.1	7 1 5	7 1 5	目地調整材料 ※ 下地調整塗材 ポリマーセメントモルタル 防水形仕上げ塗材主材 マステック塗材塗り 種類 A種 B種	
8	タイル張替え工法用材料	接着剤 ※ ポリマーセメントモルタル 製造所 ※ 評価名簿による エポキシ樹脂 製造所 ※ 評価名簿による	表3.9.1	種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4~5	種類 使用材料 備考	表15.5.1		7 1 5	7 1 5			目地調整材料 ※ 下地調整塗材 ポリマーセメントモルタル 防水形仕上げ塗材主材 マステック塗材塗り 種類 A種 B種					
9	目地改修工法用材料	※ 再生資源の利用(グリーン購入による) 再生材利用タイル(施工箇所) 役物の使用箇所 内装 出隅 天端 外装 一体成型品( ) ※ 接着成型品( ) タイルの試験張り(適用箇所) タイルの見本焼き(適用箇所) 既製調合モルタル 製造所 ※ 評価名簿による 既製調合モルタル 製造所 ※ 評価名簿による	表3.9.1	種類 仕上げの形状 工法	表4.2.4~5	種類 使用材料 備考	表15.5.1	7 1 5	7 1 5	目地調整材料 ※ 下地調整塗材 ポリマーセメントモルタル 防水形仕上げ塗材主材 マステック塗材塗り 種類 A種 B種								
7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1	7 1 1							

工 事 概 要				
工 事 名	島田中学校屋上防水等改修工事		改 修 建 物 概 要	
工 事 場 所	山口県中島田二丁目7番1号		既存建物の構造	
用 途 地 域	第1種住居地域		棟 名	普通・特別教室棟
防 火 地 域	防火	準防火	地 業	杭基礎
その他の地域・地区			構 造 形 式	鉄筋コンクリート
工 事 内 容	内部改修	○ 防水改修	階 数	4
		外壁改修		



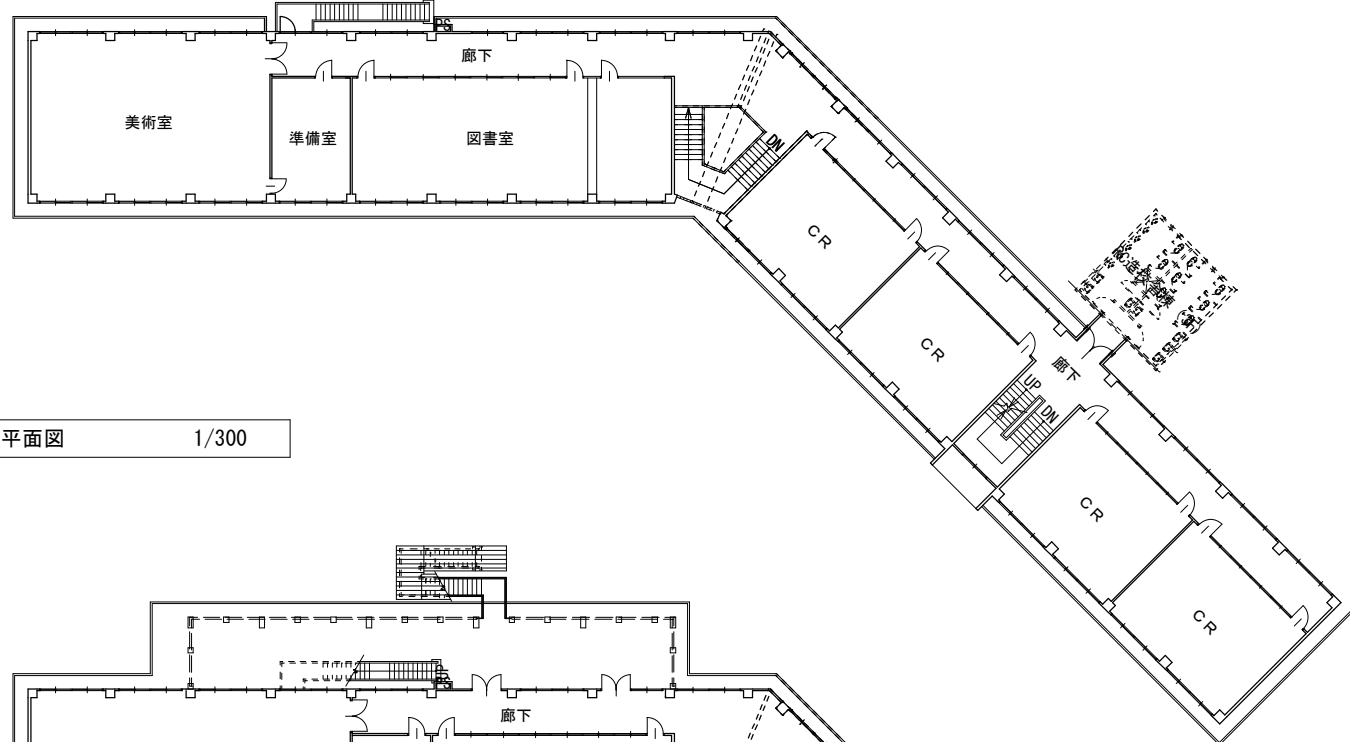
付近見取り図

仮設計画特記事項	
1.	この仮設計画は、想定される最低限度の指定仮設を示すが、工事着手前に学校関係者と打ち合わせを行い、生徒や児童、留守家庭児童、夜間の体育館利用者の安全な動線、工事の工程による仮設の盛り替え等を考慮した仮設計画、仮設計画図、実施工程を速やかに作成し、監督員承認を得て、必要があれば補足変更すること。
2.	解体・撤去により生じたガラ等の処分については、仮置き場を設置し、ガラ等を分別すること。 (粉塵の飛散防止を講ずること)
3.	解体材の搬出は、騒音・粉塵の飛散防止に留意し、解体工事全般において施工計画書を作成し、監督員承認の上、着手すること。
4.	現地調査については、学校側と調整の上行うこと。又、業務の支障なき範囲とすること。
5.	塗装材料等危険物については、十分に管理し、いたずら等を発生させないように保管すること。
6.	資材置場、工事車両搬入経路について工事完了後敷き均しを行い、受注者の責任において、工事前の状態に復旧すること。
7.	児童・職員等、学校関係者の安全に留意すること。特に、工事車両通行部の横断箇所については交通整理員を配置する等事故防止に努める事。

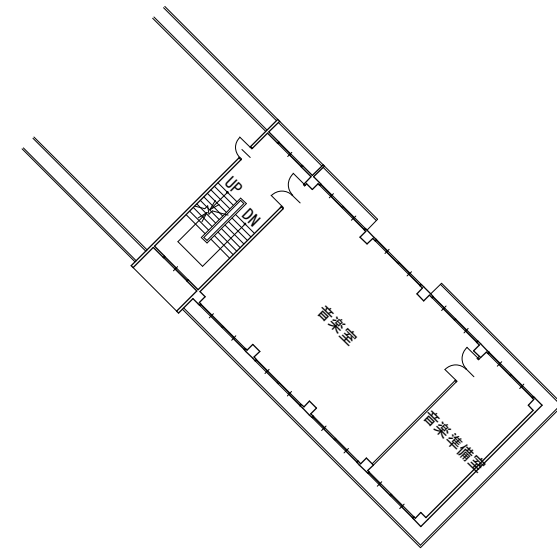
仮設計画（凡例）	
-----	フェンスバリアード H=1.8 (総長 40m)
▼	工事車両進入口
→	工事車両進入口経路(資材搬入時には、安全誘導員をつけること)
■ ■ ■	枠組足場 防音シート張り 建柱 1,200
~+~	キャストゲート

配置図 1/600

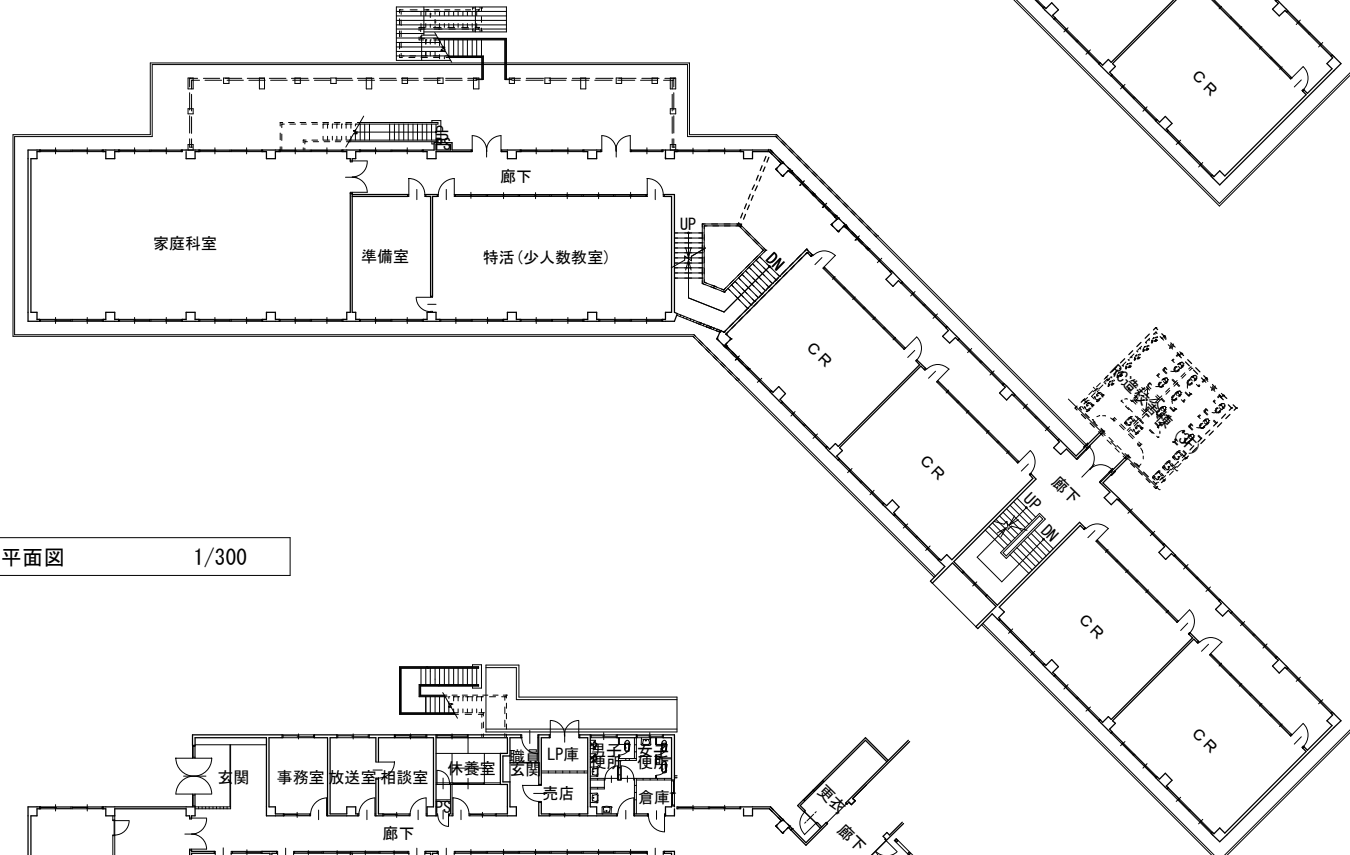
工事名称	島田中学校屋上防水等改修工事		設計番号
意	図名	縮尺	図面番号
	配置図	1/600	A-4
光 市 役 所			号図 年 月 日



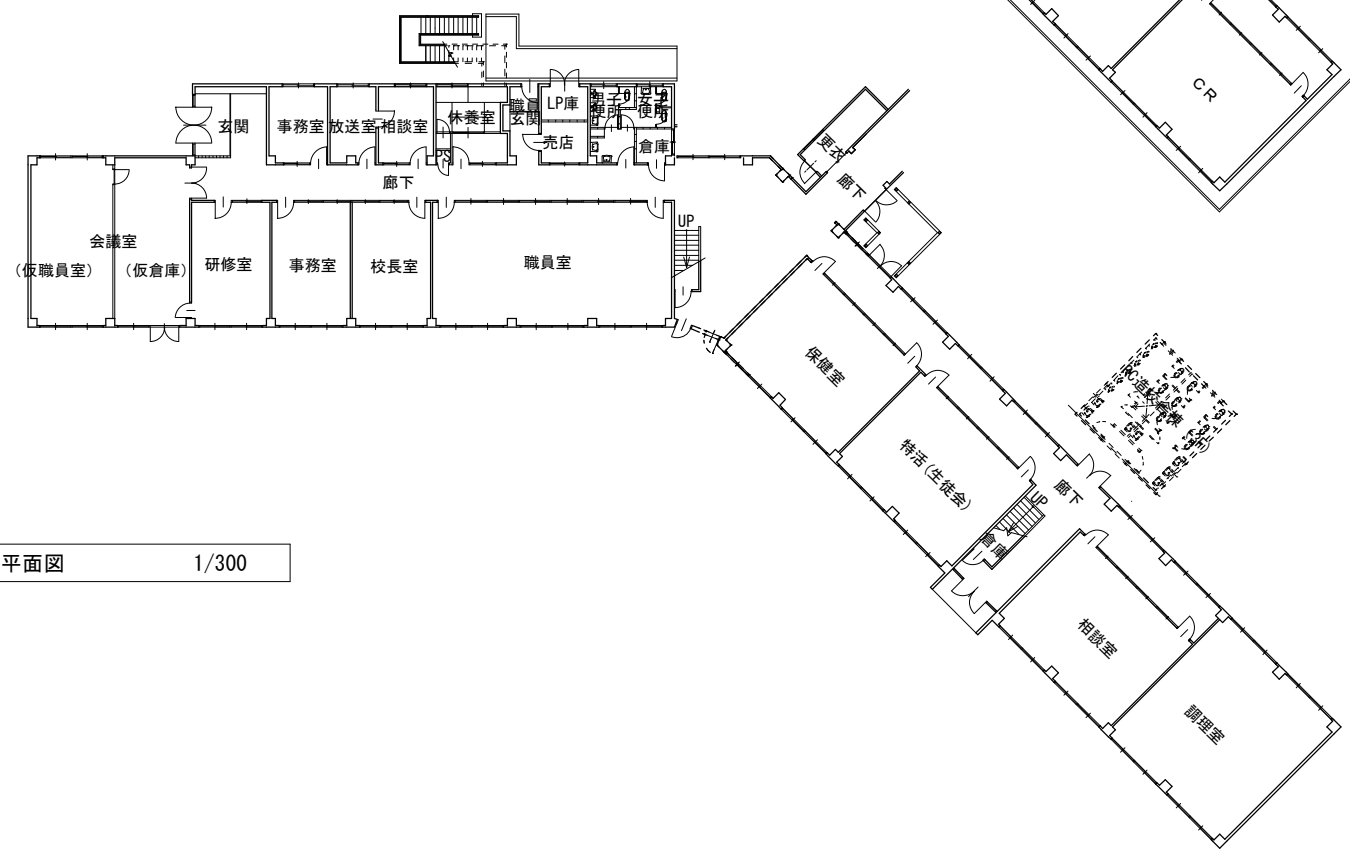
3階平面図 1/300



4階平面図 1/300

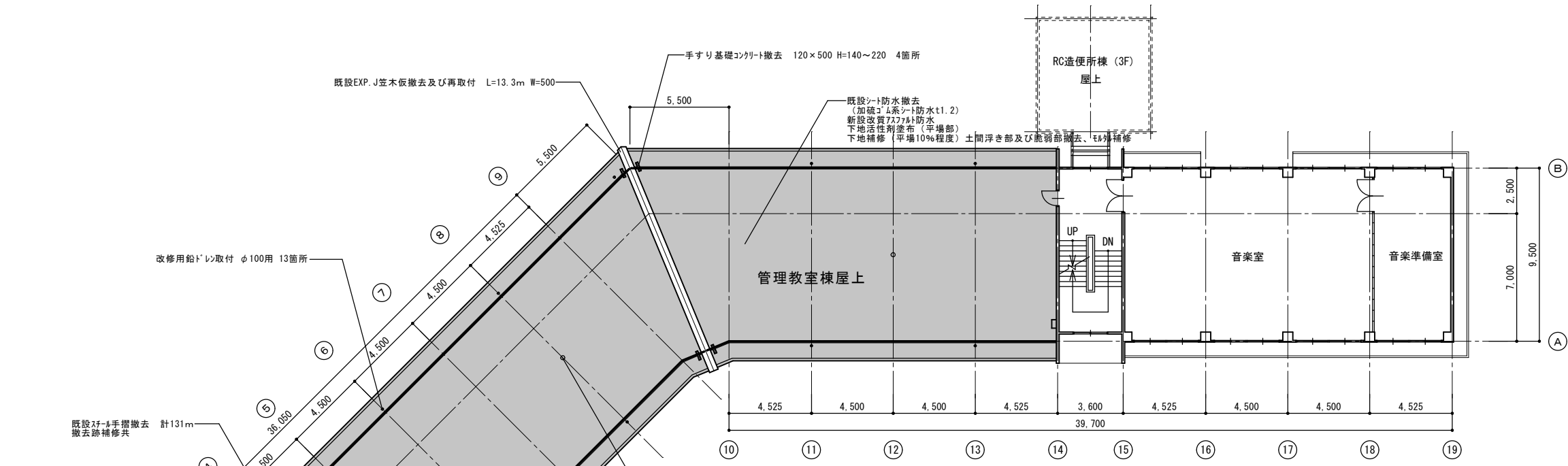


2階平面図 1/300

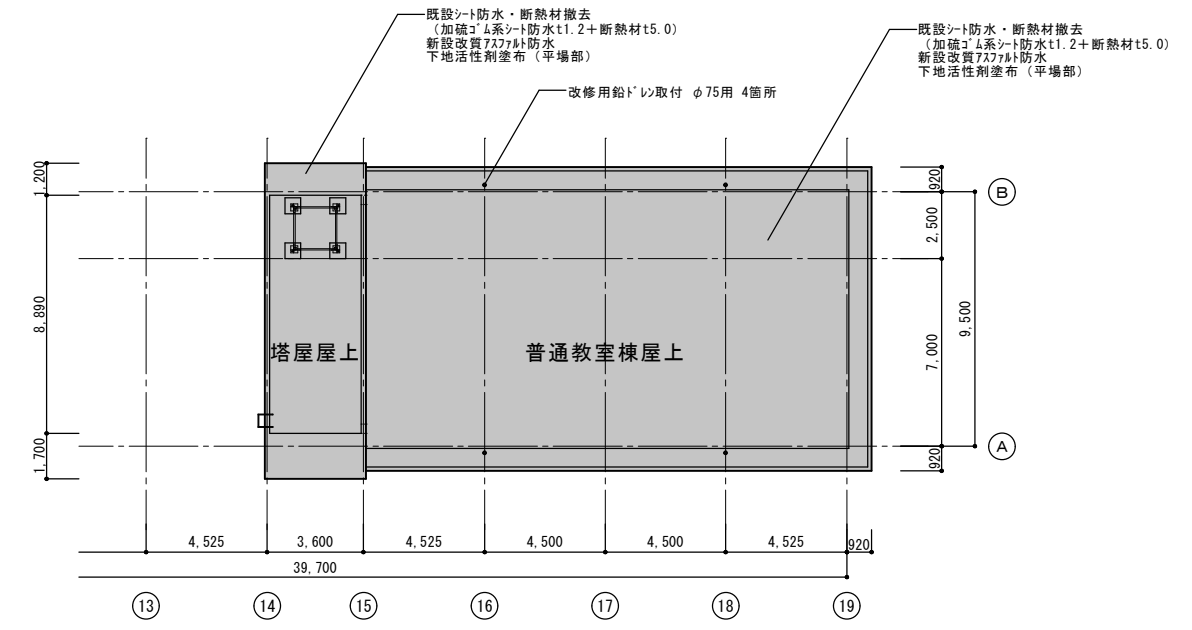


1階平面図 1/300

工事名称	島田中学校屋上防水等改修工事		設計番号
意	図名	全体平面図(参考)	縮尺 1/300
光市役所			図面番号 A-5 号図 年月日



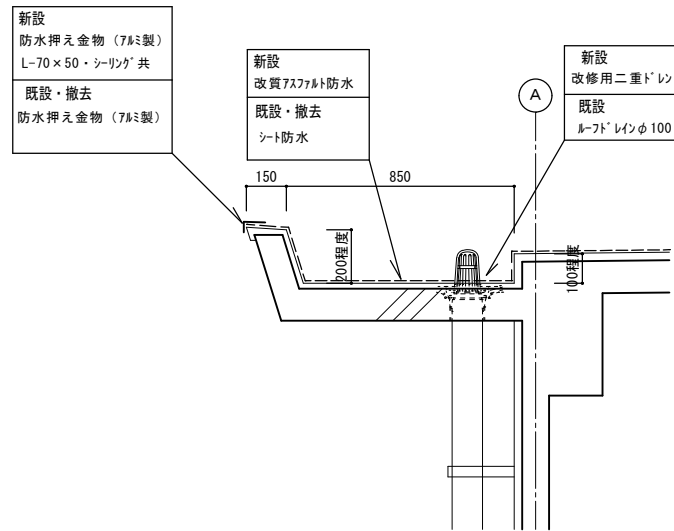
4階平面図 1/200



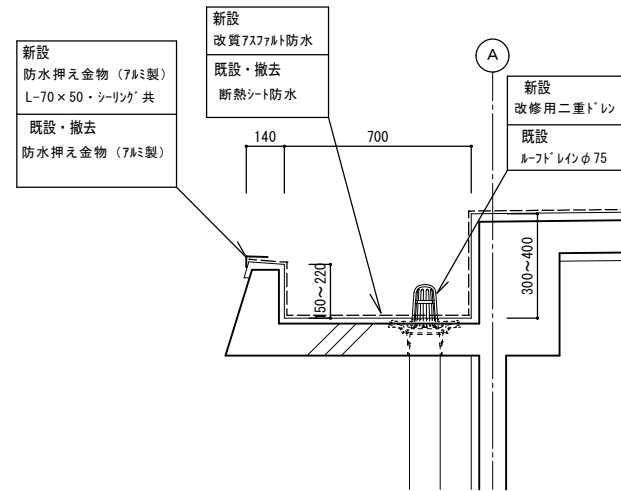
R階平面図 1/200

工事名称		島田中学校屋上防水等改修工事		設計番号
意	図名	4, R階平面図	縮尺	1/200
	光市役所			A-6 号図 年月日

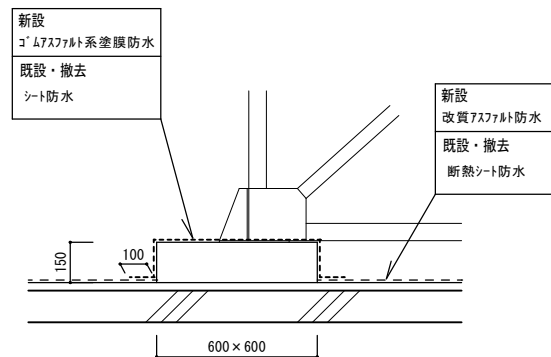




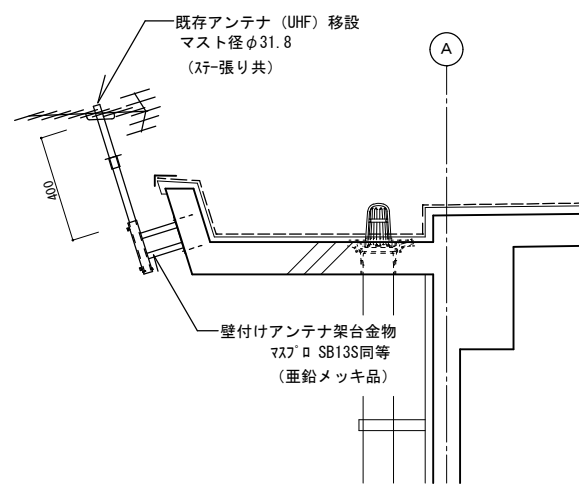
R階屋根トレ廻り詳細図 S=1/20



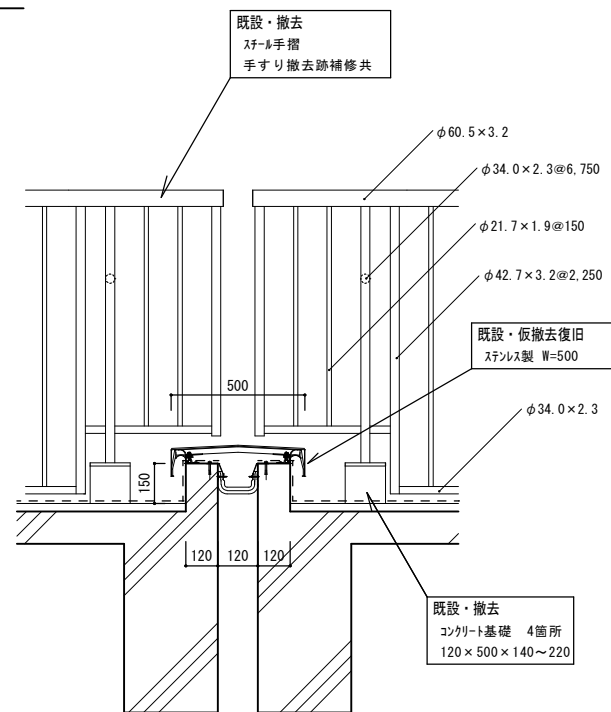
R階屋根トレ廻り詳細図 S=1/20



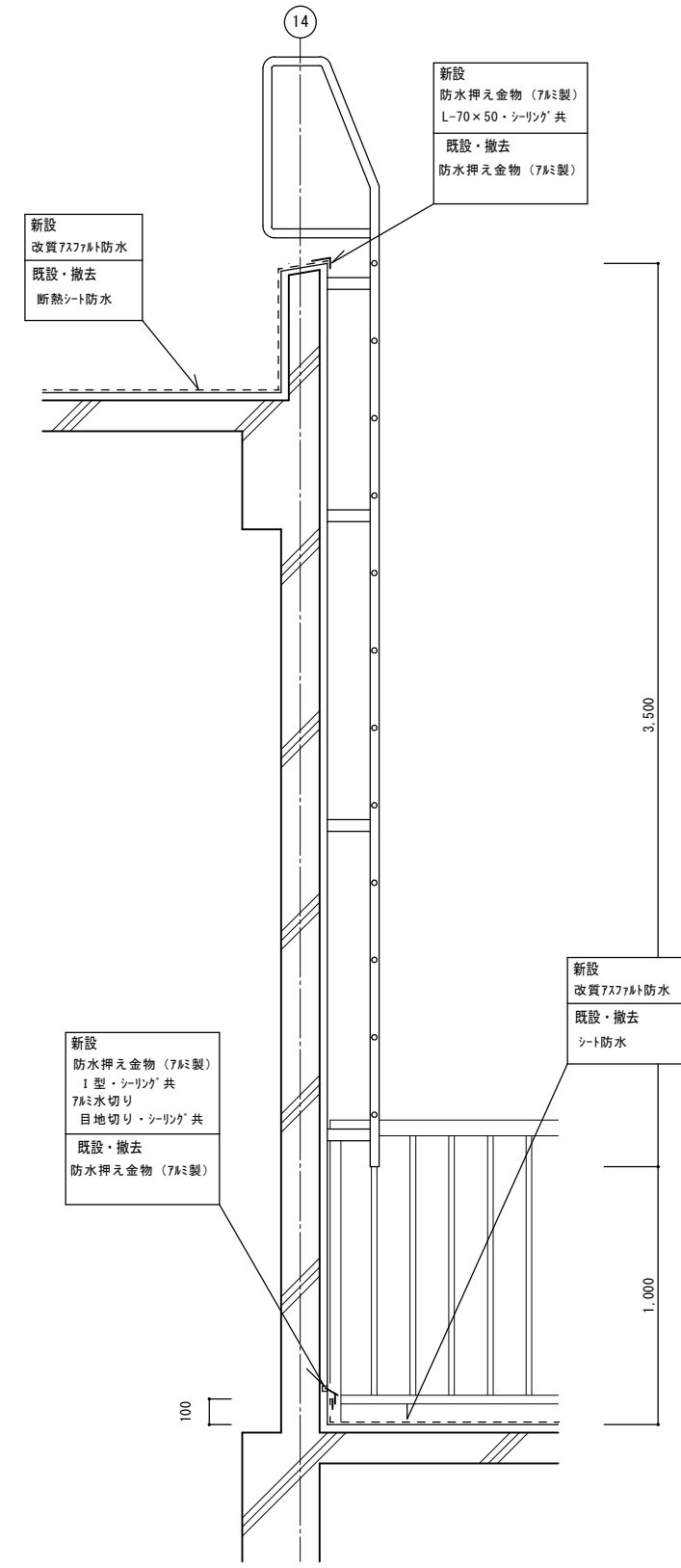
高架水槽架台基礎詳細図 S=1/20



アンテナ取付け部詳細図 S=1/20



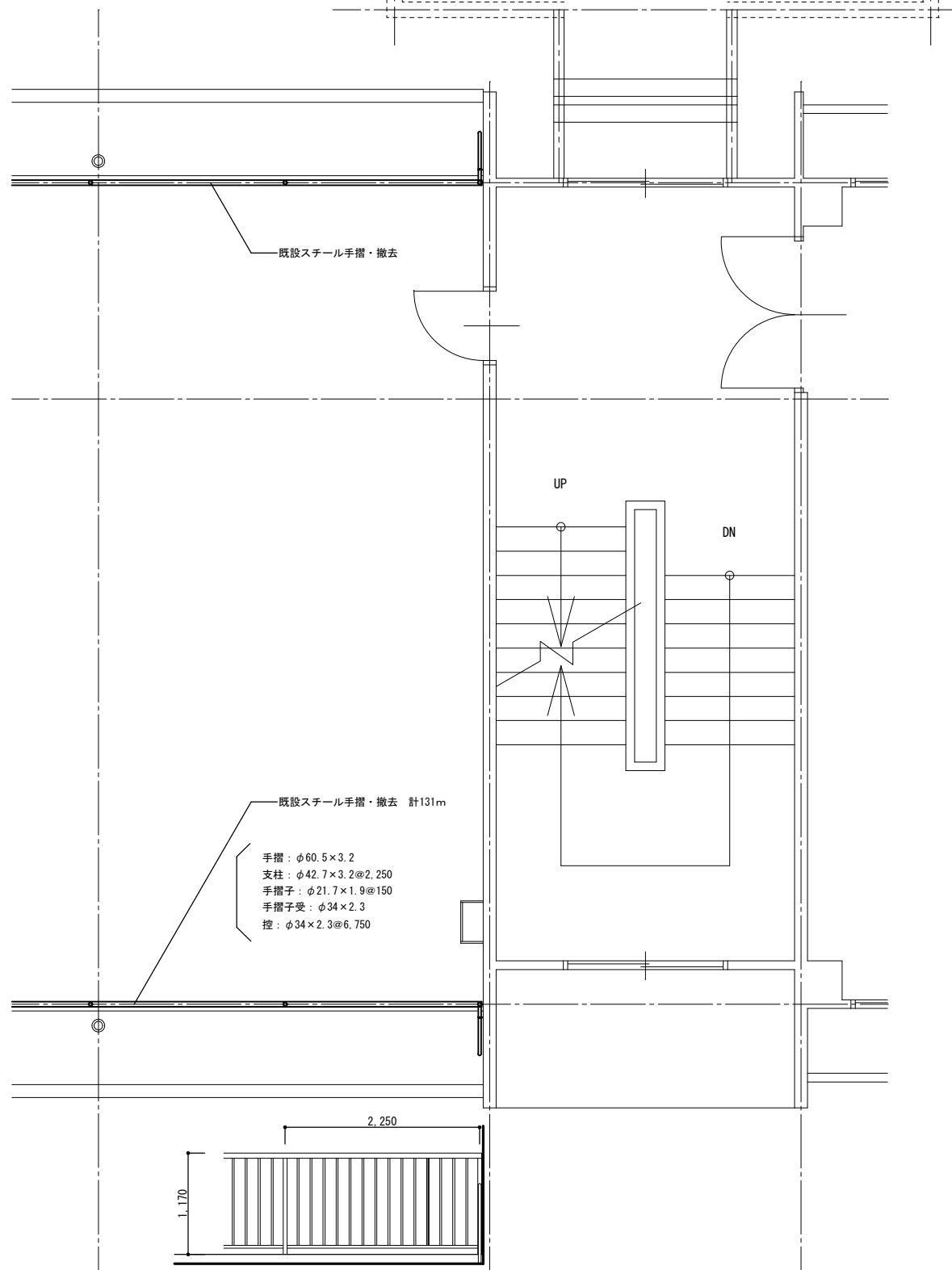
エキスパンションジョイント詳細図 S=1/20



塔屋詳細図 S=1/20

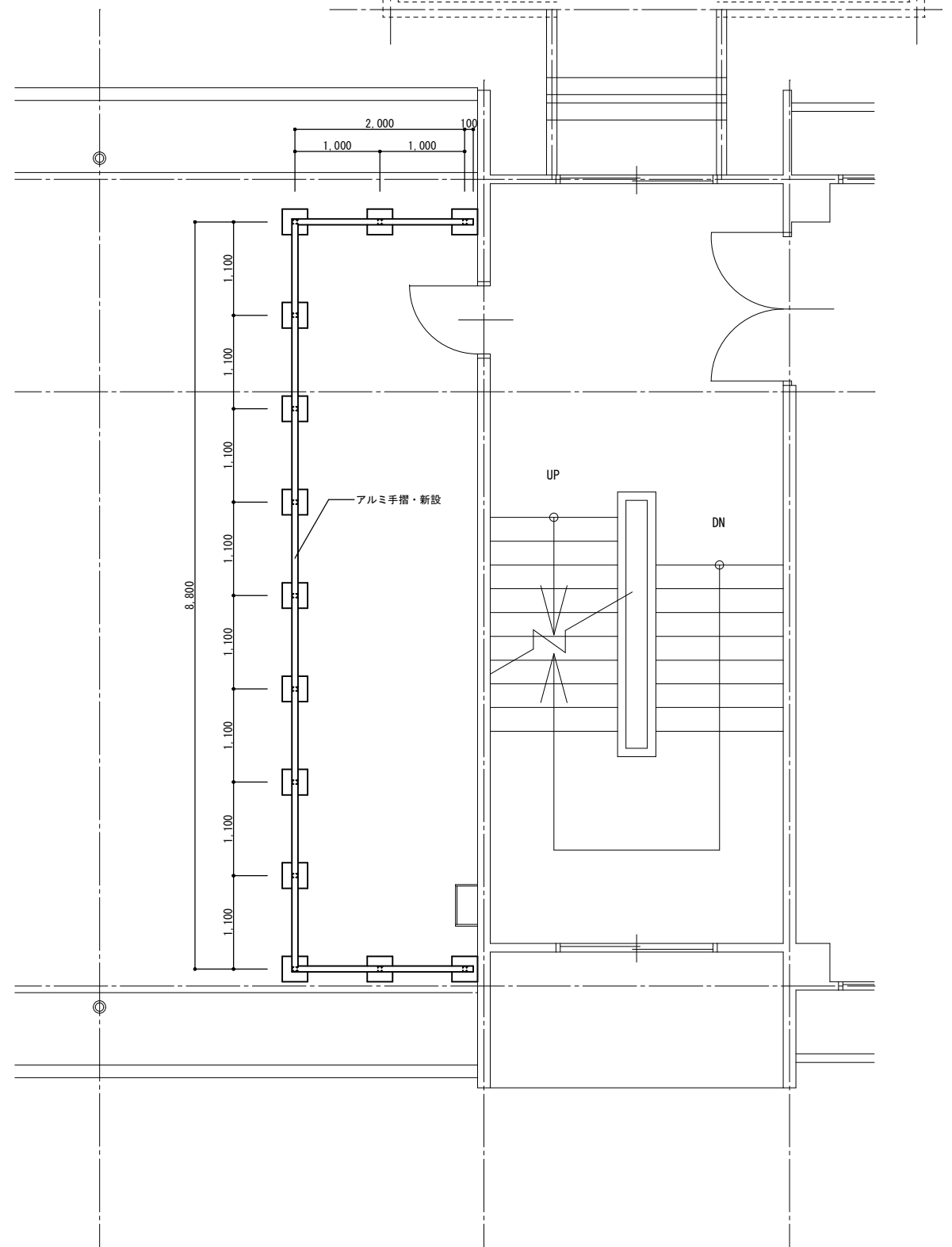
工事名称	島田中学校屋上防水等改修工事		設計番号
意	図名	縮尺	図面番号
	部分詳細図	1/10	A-8
光市役所			号図 年月日

改修前



4階平面図 1/50

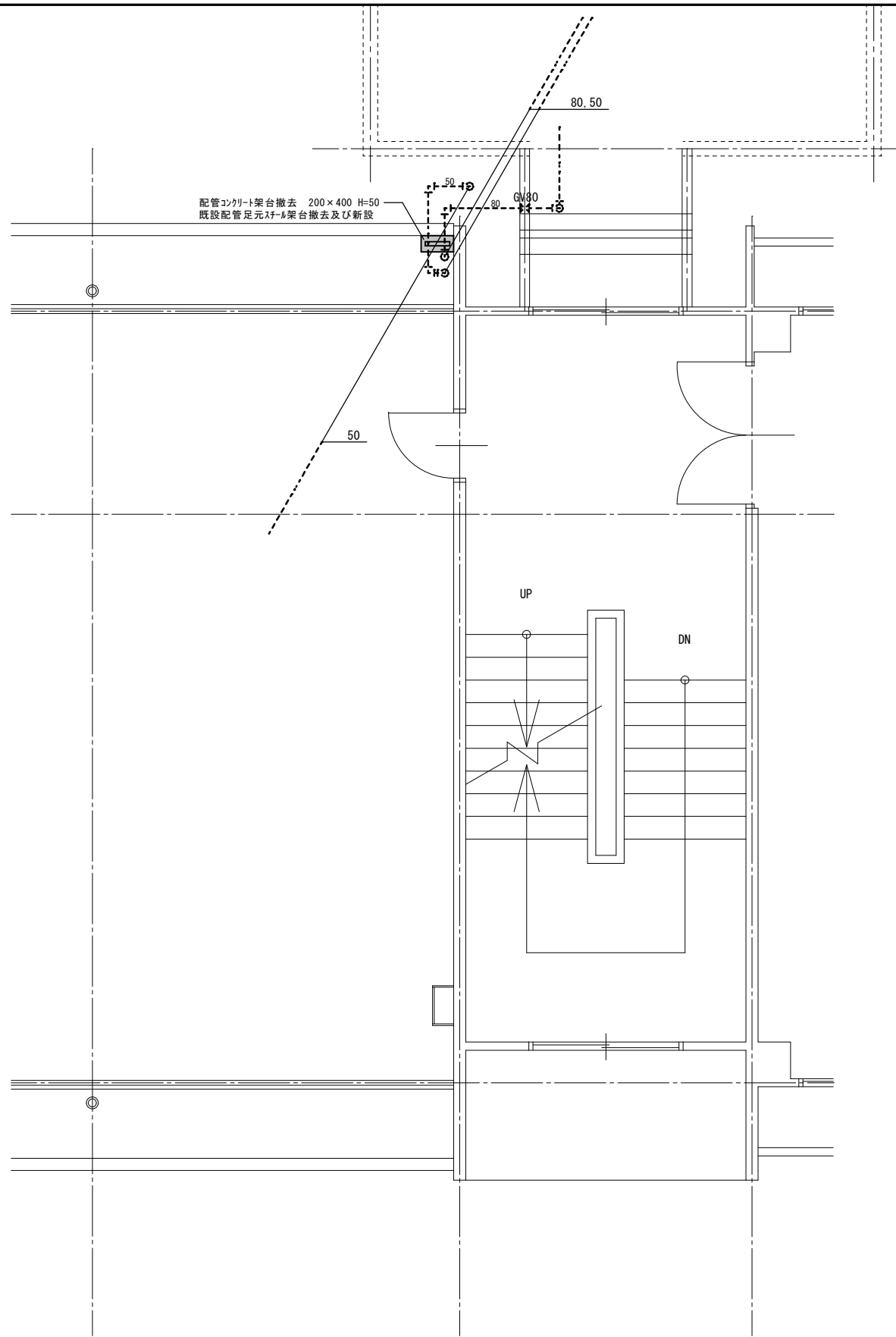
改修後



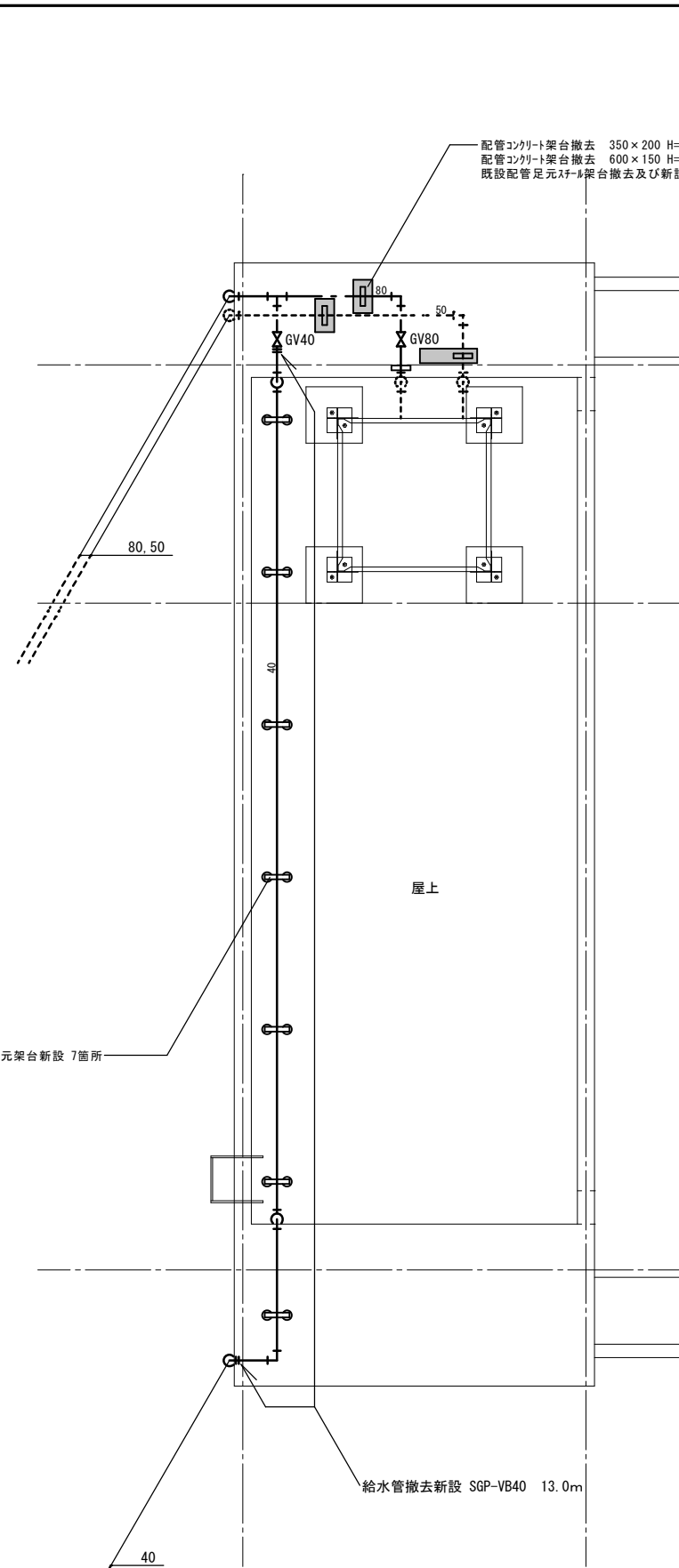
4階平面図 1/50

工事名称	島田中学校屋上防水等改修工事		設計番号
意	図名	縮尺	図面番号
	4階手摺改修図	1/50	A-9
光市役所			号図 年月日



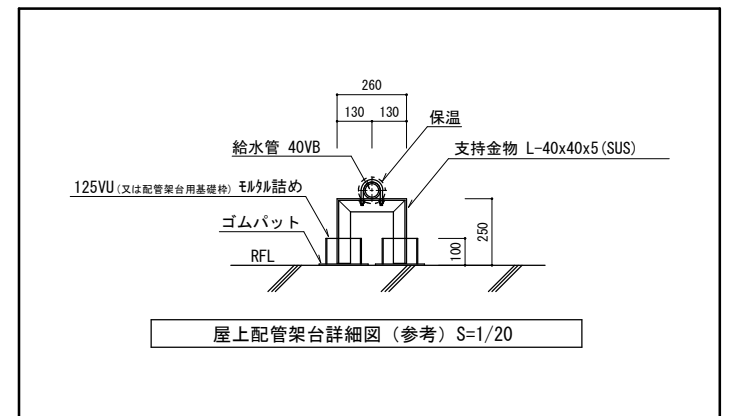


4階平面図 1/200



R階平面図 1/200

保温撤去復旧 ポリスチレン ステンレス鋼板  
φ40 13.0m、φ80 4.0m



工事名称		島田中学校屋上防水等改修工事		設計番号
意	図名	縮尺	図面番号	
	4, R階給水改修図	1/50	A-11	号図
光市役所				年月日